

**委託を受けて農作業を行っているかたも、平成20年6月30日から購入する軽油について軽油引取税の免税が受けられます。**

対象：農作業のうち基幹的な作業（※）のすべての委託を受けて農作業を行う者で、トラクタ、耕うん機、コンバインなどの機械の動力源に使う軽油の軽油引取税

※ 基幹的な作業とは、もっぱら機械を使用して行われる作業をいいます。

（例えば穀作については「耕起、代かき、植付、刈取、脱穀」など）

他の農作物については、県税事務所へお問い合わせください。

手続き：①農業委員会に「耕作（農作業受委託）証明願」、「受委託契約書」を提出し、証明書の交付を受けてください。

②県税事務所へ①の証明書を添えて免税軽油使用者証、免税証の交付申請を行ってください。（申請には認め印が必要です。また機械のカタログや写真が必要になる場合があります。）

◎すでに免税軽油使用者証・免税証の交付を受けているかたで、農作業の委託により耕作すべき農地がなくなった場合は、県税事務所に免税軽油使用者証・免税証を返納してください。

詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

水戸県税事務所 029-221-4800